令和6年度県産品情報発信事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

令和6年度県産品情報発信事業委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度県産品情報発信事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」 (以下「募集要領」という。) に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査員1人当たり100点とし、審査項目と審査項目ごとの審査員1人あたりの配点は次のとおりです。また、評価基準等については、別紙「審査基準」を参照してください。

- (1)業務目的への理解と提案への反映(10点)
- (2) 生産者参加型催事の開催に関する評価(30点)
- (3)特設ページ、記事作成に関する評価(20点)
- (4) プロモーションに関する評価(20点)
- (5) 実施体制、実施計画等に関する評価(15点)
- (6) 経費見積に関する評価(5点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を 開催します。

(1) 日時、場所

日 時:令和6年4月19日(金)(予定)

場 所:高知県立県民文化ホール(高知市本町4丁目3-30)(予定)

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1社20分までを基本としますが、参加申し込みの状況 によっては、時間を変更することもあります。

イ 順番は別途お知らせします。

ウ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間(20分以内)を設けます。

4 審査の方法

- (1)審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、得点の高い者から順に候補者と次点者を決定します(総合点数の60%以上を獲得していることを要する。)。
- (4)審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に 候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
業務目的への理解と提案へ の反映	・本委託業務の提案依頼書に掲げる目的を理解 し、具体的な提案となっているか	10 点
生産者参加型催事の開催に関すること	 ・催事のテーマやコンセプトが明確であり、 高知まるごとネットと連携したものとなっているか ・高知まるごとネットへの流入を促進するための手法が、具体的かつ効果的な手法となっているか ・催事への一般消費者の誘客を促進するための手法が、具体的かつ効果的な手法となっているか ・催事へ多くの県内事業者に参画してもらうための手法が、具体的かつ効果的な手法となっているか 	30 点
特設ページ、記事作成に関すること	・作成するコンテンツや記事が魅力的なものかつ、開催する催事への誘客を図る仕組みとなっているか・催事終了後も、消費者が継続して出展事業者のEコマースサイトにつながる仕組みとなっているか	20 点
プロモーションに関するこ と	・催事への誘客を図るため、効果的なプロモーションとなっているか・高知まるごとネットへの誘客を図るため、効果的なプロモーションとなっているか	20 点
実施体制、実施計画等に関すること	・業務に応じた専門スタッフや必要な人材が 配置されるなど、柔軟かつ円滑に業務を遂 行できる体制となっているか ・本業務全体のスケジュールが適切に計画さ れ、無理のないスケジュールであるか ・本事業の実施に対し、十分な効果が期待で きる過去の実績であるか	15 点
経費見積	・事業に要する経費は、積算内訳が明確にされ、適切なものとなっているか。	5 点